

上環政第252号
平成26年10月7日

上尾市廃棄物減量等推進審議会
会長 瀨野 秀彦 様

上尾市長 島 村



廃棄物処理手数料の改定について（諮問）

「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり、同条例第27条第1項及び第2項に規定する廃棄物処理手数料の改定について貴審議会の意見（答申）を求めます。

なお、答申は、平成26年12月25日までをお願いします。

記

諮問第1号 廃棄物処理手数料の改定について（別紙1）

諮問第 1 号 廃棄物処理手数料の改定について

(別表 (第 27 号関係) 中「し尿」に関する手数料を除く部分の改定)

1 改定案

(現行)

| 種別 | 区分 | 単位 | 収集、運搬に関する手数料 | 処分に関する手数料 | 処分費用 | 備考 |
|-------|---------------------|-------------|--------------|-----------|-------|---|
| 一般廃棄物 | 一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ | 10 キログラムにつき | 110 円 | 60 円 | | 多量ごみとは、引越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。粗大ごみとは、家具、大型電気製品等をいう。 |
| | 事業活動によって生じた一般廃棄物 | 10 キログラムにつき | | 170 円 | | |
| | 犬・猫等の動物の死体 | 1 体につき | 1,000 円 | 500 円 | | 1 箇所から 2 体以上の動物の死体を収集及び運搬をする場合は、1 回を単位として手数料を徴収する。 |
| 産業廃棄物 | | 10 キログラムにつき | | | 170 円 | |

(改定案) 下線部改正

| 種別 | 区分 | 単位 | 収集、運搬に関する手数料 | 処分に関する手数料 | 処分費用 | 備考 |
|-------|---------------------|-------------|----------------|--------------|--------------|---|
| 一般廃棄物 | 一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ | 10 キログラムにつき | <u>150 円</u> | <u>80 円</u> | | 多量ごみとは、引越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。粗大ごみとは、 <u>タンス・机などの家具等をいう。</u> |
| | 事業活動によって生じた一般廃棄物 | 10 キログラムにつき | | <u>230 円</u> | | |
| | 犬・猫等の動物の死体 | 1 体につき | <u>1,300 円</u> | <u>700 円</u> | | 1 箇所から 2 体以上の動物の死体を収集及び運搬をする場合は、1 回を単位として <u>収集、運搬に関する手数料を徴収する。</u> |
| 産業廃棄物 | | 10 キログラムにつき | | | <u>230 円</u> | 条例第 23 条第 2 項 |

2 改定時期

平成 27 年 10 月 1 日施行 (市議会 平成 27 年 3 月定例会にて条例改正予定)

一般廃棄物処理手数料の改定について
(諮問資料)

平成 26 年 10 月
上尾市西貝塚環境センター

目 次

- 1 廃棄物処理手数料の改定にあたり
- 2 上尾市西貝塚環境センターにおける廃棄物処理状況について
 - (1) 搬入ごみの量的推移（家庭系、事業系）
 - (2) 搬入ごみの質的推移（可燃物全体）
 - (3) ごみ減量の取組み
- 3 施設整備状況
 - (1) 西貝塚環境センターの整備状況
 - (2) 施設稼動状況と運営経費の推移
 - (3) 運営経費の増加に対する対策、取組み
- 4 処理手数料改定の必要性
 - (1) 近隣市、他市の処理手数料比較
 - (2) 運営経費と手数料収入の割合
 - (3) 今後の施設整備、維持管理にかかる経費
- 5 処理手数料の算定根拠
 - (1) 処理手数料の算定根拠
 - (2) 過去の処理手数料改定の状況
- 6 改定案の内容について
 - (1) 廃棄物処理手数料の改定について（別表（第 27 号関係））
 - (2) 現行処理手数料と改定後の手数料について
 - (3) 改定実施時期
- 7 今後の運営見通し

1 廃棄物処理手数料の改定にあたり

上尾市は、平成 18 年 3 月に第 2 次の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成 27 年度までの計画的な廃棄物処理に取り組んでいるところである。

廃棄物の処理体系は、西貝塚環境センターを中心に可燃物の焼却処理、粗大ごみの解体処分と破砕処理から分別された金属類の資源化処理、ペットボトルの圧縮結束処理などを行っている。また、上野のストックヤードでは、飲料缶・スプレー缶の分別・圧縮処理からはスチールとアルミの資源化を行い、ガラスの処分を行うストックヤードとして構成されている。

各家庭・事業所から排出される廃棄物の量は、日本経済の動きと少なからず連動し影響を受けて変動するといわれている。

近年は、ごみの減量化と資源化の推進による循環型社会形成を推進するため、種々のごみ減量を進め、紙類の資源化や地域リサイクルの推進などをおおして、なるべく環境センターに搬入しないで資源化を図る道を模索してきたところである。

しかし、現状は、

- ① 事業系一般廃棄物を中心にごみ搬入量が増加している。
- ② 定期的なごみ搬入検査を実施すると、他市のごみが混入されている。
- ③ 事業系ごみに、産業廃棄物であるプラスチック類の混入が多くみられる。
- ④ 平成 10 年から手数料を据え置いてきたが、現行の処理手数料単価を超えて環境センターの運営にかかる経費が増加している。

などの理由から、廃棄物の搬入量の増加に伴い「現行の処分手数料」と「運営経費から算定した必要とされる処分手数料」との間に大きな乖離が生じている。

そのため、事業系一般廃棄物の処理手数料、家庭系一般廃棄物処理手数料及び関連処理手数料の改定を行うことにより、廃棄物排出者の適正な負担と搬入される廃棄物の適正化並びに廃棄物の減量化を進めることができる。

一方、処理施設を管理する観点からも、廃棄物の搬入量を総体的に減少させることにより、本市が目指すごみ減量化と資源化の推進による循環型社会形成の推進を図るうえから有効な手段であると考ええる。

西貝塚環境センターの施設は、建設から 17 年目を迎え定期的な点検、設備の改修を順次行いながら安全な施設運営を行っているが、このたびの手数料改定により搬入ごみの削減、適正な搬入が実施できれば、施設運営経費も削減され、施設の長寿命化につながる可能性があると考えている。

2 上尾市西貝塚環境センターにおける廃棄物処理状況について

(1) 搬入ごみの量的推移（家庭系、事業系）

| 表2-1 家庭系ごみ | | | | | | | | | | (単位:t) |
|------------|-----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|--------|-----------|--------|
| 年度 | 可燃物 | 不燃物 | 資源物 | | | | 粗大ごみ | ふれあい収集 | 計 | 前年度比 |
| | | 金属・陶器 | 空き缶 | ガラス | ペットボトル | 紙類 | | | | |
| 21 | 46,947.16 | 1,614.45 | 353.86 | 1,494.67 | 657.53 | 2,239.65 | 154.91 | - | 53,462.23 | -3.80% |
| 22 | 46,477.04 | 1,644.62 | 335.21 | 1,507.97 | 677.56 | 1,803.06 | 94.26 | 24.46 | 52,564.18 | -1.68% |
| 23 | 47,371.96 | 1,754.76 | 353.81 | 1,499.96 | 696.74 | 1,839.66 | 107.40 | 27.21 | 53,651.50 | 2.07% |
| 24 | 47,246.40 | 1,589.52 | 341.12 | 1,467.99 | 678.21 | 1,760.96 | 97.88 | 37.21 | 53,219.29 | -0.81% |
| 25 | 46,138.69 | 1,569.92 | 324.5 | 1,451.51 | 635.73 | 1,957.57 | 105.45 | 48.56 | 52,231.93 | -1.86% |
| 表2-2 事業系ごみ | | | | | | | | | | (単位:t) |
| 年度 | 可燃物 | 不燃物 | 資源物 | | | | 粗大ごみ | ふれあい収集 | 計 | 前年度比 |
| | | 金属・陶器 | 空き缶 | ガラス | ペットボトル | 紙類 | | | | |
| 21 | 15,220.11 | 59.48 | 2.42 | 19.26 | 5.51 | - | - | - | 15,306.78 | -7.96% |
| 22 | 15,250.83 | 54.46 | 0.98 | 19.86 | 3.23 | - | - | - | 15,329.36 | 0.15% |
| 23 | 15,469.31 | 58.07 | 1.79 | 23.60 | 1.92 | - | - | - | 15,554.69 | 1.47% |
| 24 | 15,680.55 | 51.15 | 1.83 | 18.15 | 2 | - | - | - | 15,753.68 | 1.28% |
| 25 | 17,486.90 | 90.95 | 2.13 | 49.28 | 19.56 | - | - | - | 17,648.82 | 12.03% |
| 表2-3 合計 | | | | | | | | | | (単位:t) |
| 年度 | 可燃物 | 不燃物 | 資源物 | | | | 粗大ごみ | ふれあい収集 | 計 | 前年度比 |
| | | 金属・陶器 | 空き缶 | ガラス | ペットボトル | 紙類 | | | | |
| 21 | 62,167.27 | 1,673.93 | 356.28 | 1,513.93 | 663.04 | 2,239.65 | 154.91 | - | 68,769.01 | |
| 22 | 61,727.87 | 1,699.08 | 336.19 | 1,527.83 | 680.79 | 1,803.06 | 94.26 | 24.46 | 67,893.54 | |
| 23 | 62,841.27 | 1,812.83 | 355.60 | 1,523.56 | 698.66 | 1,839.66 | 107.40 | 27.21 | 69,206.19 | |
| 24 | 62,926.95 | 1,640.67 | 342.95 | 1,486.14 | 680.21 | 1,760.96 | 97.88 | 37.21 | 68,972.97 | |
| 25 | 63,625.59 | 1,660.87 | 326.63 | 1,500.79 | 655.29 | 1,957.57 | 105.45 | 48.56 | 69,880.75 | |

家庭系ごみの搬出量は、「上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成23年3月改定）における平成25年度での削減目標としている52,799tをほぼ達成している。

しかし、事業系ごみは平成25年度での削減目標である14,880tを超え、計画と比べ18.6%も増加している。特に平成25年度、大きく増加した主な原因は平成24年度まで公共施設からの廃棄物を家庭系で統計処理していたため、公共施設の廃棄物は平成25年度から事業系に組み替え統計処理していることによるものがある。平成25年度の公共施設からの廃棄物は約1000tであるが、それを差し引き平成24年度と同じ条件の数値とした場合は16,649tとなるが、それでも基本計画の目標値（14,880t）より1,769t超過し、24年度との比較でも前年比5.7%増加していることになる。

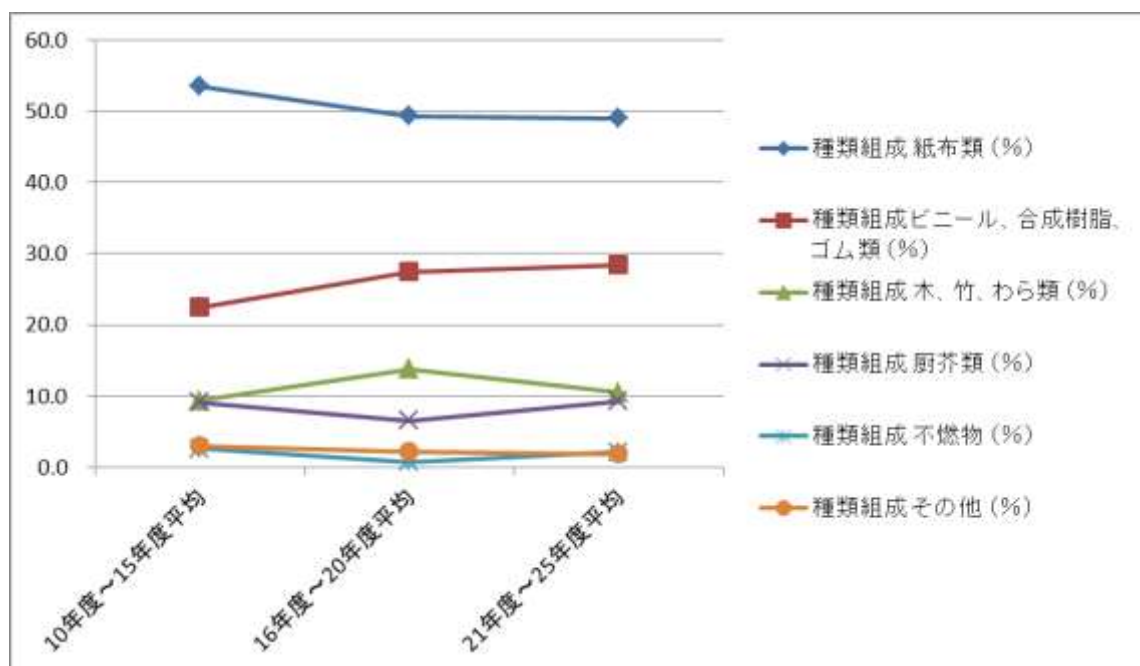
したがって、事業系ごみの削減のための取り組みを重点的に行う必要がある。

(2) 搬入ごみの質的推移 (可燃物全体)

表 2-4 ごみ質分析結果より

| 項目 | | 年度 | 10年度～15 年度平均 | 16年度～20 年度平均 | 21年度～25 年度平均 |
|------|---------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | | | |
| 種類組成 | 紙布類 | (%) | 53.5 | 49.3 | 49.0 |
| | ビニール、合成樹脂、ゴム類 | (%) | 22.5 | 27.4 | 28.4 |
| | 木、竹、わら類 | (%) | 9.4 | 13.8 | 10.4 |
| | 厨芥類 | (%) | 9.1 | 6.5 | 9.3 |
| | 不燃物 | (%) | 2.6 | 0.8 | 2.1 |
| | その他 | (%) | 3.0 | 2.2 | 1.8 |
| 三成分 | 水分 | (%) | 42.1 | 34.7 | 37.2 |
| | 灰分 | (%) | 6.5 | 9.3 | 7.1 |
| | 可燃分 | (%) | 51.4 | 55.9 | 55.7 |

図 2-1



- ごみ質分析は、ごみピットからクレーンで一掴みしたものを手作業により種類別に分析したもので、掴みあげた場所により多少の誤差が生じます。そのため、5年ごとの平均値を表した。
- 紙布類が減少したのは、地域リサイクルの取り組み、行政回収の開始によるものと思われる。
- ビニール、合成樹脂、ゴム類(廃プラスチック類)が稼働当初に比べ成分構成で6ポイント増加している。
- 焼却炉の設計値(高質ごみ)としての廃プラスチックの構成割合は、16.4%であることから、その設定を超過した高質のごみが搬入されている。そのため、焼却炉の耐火物補修等への影響にもつながってきている。
- ごみ搬入検査でも多くの事業系ごみに廃プラスチック類の混入増加が確認されている。

(3) ごみ減量の取組み

① 平成 24 年度までの取組み

- ・「広報あげお」12月号に年末年始のお知らせとごみの分別、減量化の推進を掲載
- ・環境推進大会・消費生活展など環境関係のイベントにおけるごみの減量啓発活動の実施
- ・地域・PTA 団体等への出前講座の開催
- ・毎月の一般廃棄物搬入車両の積載物の検査

② 平成 25 年度の新たな取組み

- ・「広報あげお」10月・11月・12月号にごみの分別・出し方の啓発記事の掲載
- ・国の小型家電リサイクル事業に参画し、回収ボックスを本庁舎、支所・出張所西貝塚環境センターの9か所に設置。イベントでPRを行う。
PR用DVDを作成し、“あぴっと！”“本庁舎”“インターネット You Tube”で放映

(以下継続事業)

- ・環境推進大会・消費生活展など環境関係のイベントにおけるごみの減量啓発活動の実施
- ・地域・PTA 団体等への出前講座の開催
- ・ごみの搬入物検査の実施
- ・毎月の一般廃棄物搬入車両の積載物の検査

③ 平成 26 年度の新たな取組み

- ・事業系ごみの増加に伴い、事業系ごみの搬入検査、適正化指導を重点的に実施
- ・25年度に引き続き、広報への啓発記事の3か月シリーズ連続掲載
- ・小中学校へ資源物（紙類）のリサイクルの徹底を依頼
- ・許可業者に対する不利益処分の規定を作成

(以下継続事業)

- ・環境推進大会・消費生活展など環境関係のイベントにおけるごみの減量啓発活動の実施
- ・地域・PTA 団体等への出前講座の開催
- ・毎月の一般廃棄物搬入車両の積載物の検査実施

3 施設整備状況

(1) 西貝塚環境センターの整備状況

西貝塚環境センターは平成10年3月に竣工し、ボイラー・タービン発電設備や自動燃焼装置等のプラントメーカー独自の技術により設計された設備を備えている。環境センターでは、毎年、プラントメーカーであるJFEエンジニアリング株式会社と点検整備業務や耐火物などの工事を実施している。

過去5年間の整備費を表3-1のとおり。

表3-1 (単位：千円、税込)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 点検整備業務 | 348,075 | 387,146 | 292,320 | 334,950 | 382,725 |
| 耐火物等工事 | 109,305 | 71,896 | 44,119 | 44,498 | 45,491 |

※平成21年度に配管減肉のため1パスのパネル交換工事3炉分実施

本来、工事にて一括の金額を必要とするところを平成23年度より長期継続契約として7年のリース契約を結び、支出の平準化を行っている。

主に、耐用年数が経過している電気計装設備や補修部品が手に入らない電気計装部品を先行して更新している。その毎年のリース支払総額を表3-2に示す。

表3-2 (単位：千円、税込)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|--------|---------|---------|
| 運転制御機器リース年度総額 | 9,965 | 130,376 | 166,478 |

(2) 施設稼働状況と運営経費の推移

過去5年間の主要施設稼働処理状況を表3-3と運営経費を表3-4に示す。

表3-3 施設稼働による搬入物の処理量 (単位 t)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 62,613 | 61,770 | 63,087 | 61,916 | 63,652 |
| 粗大ごみ | 2,654 | 2,442 | 2,682 | 2,368 | 2,464 |
| 空き缶 | 356 | 336 | 356 | 343 | 327 |
| ペットボトル | 663 | 681 | 699 | 680 | 655 |
| 合計 | 66,286 | 65,229 | 66,824 | 65,307 | 67,098 |

表 3-4

(単位：千円)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 職員人件費 | 148,656 | 136,213 | 132,515 | 121,975 | 117,805 |
| 灰・不燃物等処分費 | 313,299 | 297,137 | 309,369 | 330,911 | 332,409 |
| センサー維持管理・整備 | 952,814 | 926,174 | 811,926 | 927,939 | 1,002,206 |
| 合 計 | 1,414,769 | 1,359,524 | 1,253,810 | 1,380,825 | 1,452,420 |

(3) 運営経費の増加に対する対策、取組み

運営経費の対策として、今後もごみの減量をさらに進める。それにより設備負荷の低減による延命化、薬品使用料の低減、最終処分費用低減につなげる。

日常の設備巡視点検による異常の早期発見や、さらなる運転員の技術教育により操作ミスを防ぎ安定操業による延命化に努める。

運営経費の増加に対する取組みとして平成 23 年度より単年度の設備費用を上げるのではなく 7 年間のリース支払により平準化してきた。

今までに更新してきた電気計装の設備価格を表 3-5 に示す。

表 3-5

(単位：千円)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|-----------|----------|----------|
| 主要更新設備 | 焼却炉運転制御機器 | クレーン制御盤 | 無停電電源装置 |
| 設備価格 | 798,000 | 292,950 | 99,960 |

4 処理手数料改定の必要性

(1) 近隣市、他市の処理手数料比較

表 4 - 1

| 自治体名 | 事業系 | | | 家庭ごみ | 動物 | | 粗大 | |
|---------|------|----------|------|-------|-------|-------|--------|------|
| | 現行 | 直近改定年月 | 改定前 | | 持ち込み | 引き取り | 引き取り料金 | 単位 |
| 上尾市 | 170円 | 平成10年7月 | 120円 | 60円 | 500円 | 1500円 | 170円 | 10kg |
| さいたま市 | 183円 | 平成26年4月 | 178円 | 21円 | 540円 | 1080円 | 540円 | 1点 |
| 川口市 | 220円 | 平成26年4月 | 150円 | 30円 | 4300円 | 5420円 | 620円 | 1点 |
| 所沢市 | 240円 | 平成25年10月 | 200円 | 100円 | 525円 | 1050円 | 500円 | 1点 |
| 春日部市 | 210円 | 平成19年10月 | 180円 | 受入れなし | 斎場受入れ | 6550円 | 500円 | 1点 |
| 草加市 | | 平成26年4月 | | 129円 | なし | 4100円 | 129円 | 10kg |
| 草加市(組合) | 210円 | 平成16年4月 | 180円 | | | | | |
| 入間市 | 230円 | 平成26年4月 | 150円 | 50円 | 500円 | なし | 700円 | 1点 |
| 新座市 | | 平成26年4月 | | 125円 | 1030円 | 2060円 | 620円 | 1点 |
| 新座市(組合) | 225円 | 平成26年4月 | 220円 | | | | | |
| 久喜市 | 200円 | 平成25年10月 | 100円 | 100円 | 1000円 | 4000円 | 500円 | 1点 |

- ・ごみ処理手数料は、10kg当たりの金額
- ・動物は、1体当たりの金額
- ・粗大ごみは、単位がまちまちのため主な金額を掲載

(2) 運営経費と手数料収入の割合

表 4 - 2

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業系(トン) | 15,307 | 15,329 | 15,555 | 15,486 | 17,649 |
| 家庭系(トン) | 1,842 | 1,812 | 1,879 | 1,913 | 1,995 |
| 手数料収入(千円) | 271,187 | 269,432 | 274,443 | 275,962 | 290,188 |
| ごみ処理経費(千円) | 1,414,770 | 1,359,523 | 1,253,811 | 1,380,825 | 1,452,420 |
| 手数料 割合(%) | 19.17 | 19.82 | 21.88 | 19.99 | 19.98 |

- ・手数料収入は、減免等の措置のため、トン数×金額とは一致しない。

- (3) 今後の施設整備、維持管理にかかる経費
電気計装の更新予定を表4-3に示す。

表4-3

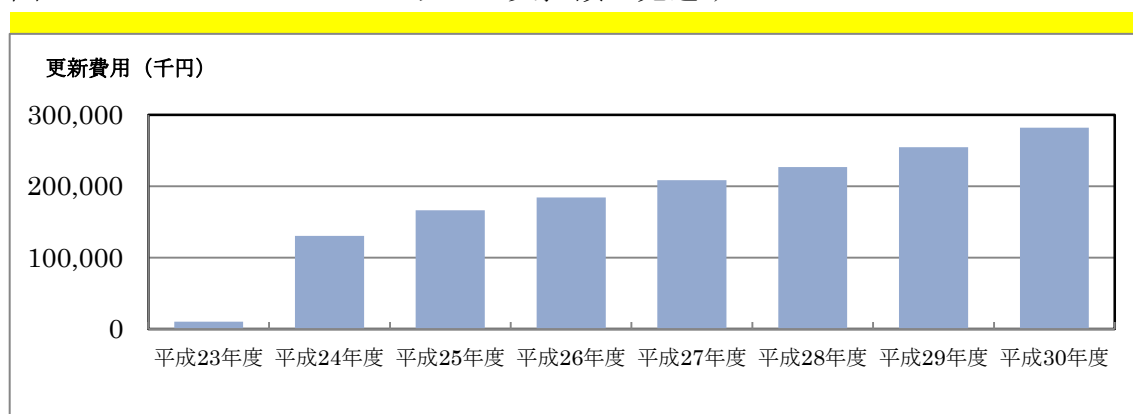
(単位：千円)

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|-----------|----------|---------|---------|
| 主要更新設備 | 集じん灰固化装置盤 | タービン発電機盤 | 低圧配電設備 | 高圧受電設備 |
| 設備価格概算 | 181,440 | 110,000 | 125,400 | 299,200 |

これらを7年リースで更新していくと概算で毎年18,000千円～27,000千円の支払が加算される。

平成23年度から平成30年度までの電気計装更新に伴う毎年のリース支払見込額を図4-1に示す。平成23年度～平成26年度までは契約済であり平成27年度から平成30年度までは概算額になる。

図4-1 リース支払額の見込み



西貝塚環境センターは、平成26年度、施設稼働17年目に入り日頃の点検整備を確実にし、安定操業に努め、平成23年度からは電気計装等の更新をリースで行い財政負担の平準化を進めている。

また、今後は、焼却炉本体・タービン発電機の基幹整備を念頭に置き施設全体の長寿命化のための整備計画を立てる必要がある。他の自治体では早いところで稼働後12年目に基幹設備の更新に着手するところもある。

現時点では2～3年後に基幹設備の更新診断を行い、その結果を基に、今後の性能低下や維持管理費用の増加等の経済的耐用年数を考慮し、長寿命化のための更新時期を決めていく必要がある。

また、この焼却炉本体の基幹整備を行う前に水管（ボイラーの熱交換器の管）の厚さが技術基準の最低厚さになると予想される部分があり、この水管の一部取り替え工事を行う必要もある。このボイラーの基幹部整備工事の概算額は1炉当たり45,100千円になり、平成28年度から平成30年度にかけて毎年1炉ずつ3炉分の整備を行いたいと考えている。

なお、西貝塚環境センターの長寿命化に向けた焼却炉本体・タービン発電機の基幹整備費用の概算額は45,000千円/t×300t×0.6で約81億円を見込まれる。

5 処理手数料の算定根拠

(1) 処理手数料の算定根拠

●事業系ごみの処理手数料

上尾市の廃棄物手数料は、従前より事業系一般廃棄物の処理手数料単価を算定してから、家庭系一般廃棄物の処理手数料単価を決めている。

各年度の決算ベースでとらえ、「年間ごみ処理にかかる経費」に対する「年間ごみの搬入量」を算出して、本来「必要なごみ処理手数料」を算出している。

$$\boxed{\text{必要なごみ処理手数料単価} = \text{年間にかかるごみ処理費} \div \text{年間搬入量}}$$

現在、事業系一般廃棄物では、「条例で決められたごみ処理手数料」としては、平成10年7月に改正された、10kg当たり170円となっている。この単価が処理手数料として現在まで基準となっている。表5-1参照。

しかし、平成25年度を参考にすると本来必要なごみ処理手数料単価は10kg当たり214円だが、条例で決められた単価は10kg当たり170円となっていることから、処理手数料に10kg当たり44円の差が生じている。

事業者から排出されるごみは事業者自ら処理しなければならないことから、10kg当たり44円分が市税から補てんされていることになる。

●家庭系ごみの処理手数料

家庭系一般廃棄物の処理単価は、事業系ごみの処理手数料を基に約1/3として決めてきた。

よって、平成10年の改定では170円/10kgの1/3として56.7円の数値から60円/10kgとしている。

表5-1

(単位：トン、千円)

| 平成 年度 | 9年度 | 10年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 搬入量(紙類を除く) | 70,723 | 74,278 | 66,529 | 66,090 | 67,367 | 67,212 | 67,923 |
| ごみ処理経費 | 1,032,047 | 1,189,945 | 1,414,770 | 1,359,523 | 1,253,811 | 1,380,825 | 1,452,420 |
| 必要なごみ処理手数料単価(円/10kg) | 146 | 160 | 213 | 206 | 186 | 205 | 214 |
| ごみ処理手数料単価(円/kg) | 120 | 170 | | | | | |

(2) 過去の処理手数料改定の状況

表 5 - 2

| | | 昭和55年4月 | 昭和61年4月 | 平成4年7月 | 平成10年7月 | 平成26年10月 |
|---------|---------|---------|---------|--------|---------|----------|
| 事業系ごみ処理 | 10kgあたり | 50円 | 60円 | 120円 | 170円 | → |
| 家庭系ごみ処理 | 10kgあたり | 20円 | → | 40円 | 60円 | → |
| 粗大ごみ運搬 | 10kgあたり | 40円 | → | 80円 | 110円 | → |
| 動物死体運搬 | 1件 | 700円 | → | → | 1,000円 | → |
| 動物死体処理 | 1体 | 300円 | → | → | 500円 | → |

●粗大ごみ処理手数料

粗大ごみの処理手数料は、事業系ごみの処理手数料（170円／10kg）を基に「収集、運搬に関する手数料」と「処分に関する手数料」に分かれ、それを合算した額が事業系ごみの手数料と一致するように決定されている。

粗大ごみを自己搬入した場合は家庭系ごみの処理手数料（60円）と同一手数料としていることから「収集、運搬に関する手数料」は（170円－60円）で110円になる。よって粗大ごみの収集を依頼され引き取りに行く場合の手数料は、10kg当たり収集・運搬料で110円、処分手数料として60円、合計170円が手数料となる。

●動物の死体の処理手数料

事業系ごみの処理手数料の改定率、他市の処理手数料を参考に決めている。前々回は昭和55年4月に改定し、平成4年の改定は行わず平成10年の改正を行っている。

6 改定案の内容について

(1) 廃棄物処理手数料の改定について (別表 (第 27 号関係))

表 6-1 (現行)

| 種別 | 区分 | 単位 | 収集、運搬に関する手数料 | 処分に関する手数料 | 処分費用 | 備考 |
|-------|---------------------|------------|--------------|-----------|------|---|
| 一般廃棄物 | 一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ | 10キログラムにつき | 110円 | 60円 | | 多量ごみとは、引越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。粗大ごみとは、家具、大型電気製品等をいう。 |
| | 事業活動によって生じた一般廃棄物 | 10キログラムにつき | | 170円 | | |
| | 犬・猫等の動物の死体 | 1体につき | 1,000円 | 500円 | | 1箇所から2体以上の動物の死体を収集及び運搬をする場合は、1回を単位として手数料を徴収する。 |
| 産業廃棄物 | | 10キログラムにつき | | | 170円 | |

(改定案) 下線部改正

| 種別 | 区分 | 単位 | 収集、運搬に関する手数料 | 処分に関する手数料 | 処分費用 | 備考 |
|-------|---------------------|------------|---------------|-------------|-------------|--|
| 一般廃棄物 | 一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ | 10キログラムにつき | <u>150円</u> | <u>80円</u> | | 多量ごみとは、引越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。粗大ごみとは、 <u>タンス・机などの家具等をいう。</u> |
| | 事業活動によって生じた一般廃棄物 | 10キログラムにつき | | <u>230円</u> | | |
| | 犬・猫等の動物の死体 | 1体につき | <u>1,300円</u> | <u>700円</u> | | 1箇所から2体以上の動物の死体を収集及び運搬をする場合は、1回を単位として <u>収集、運搬に関する手数料</u> を徴収する。 |
| 産業廃棄物 | | 10キログラムにつき | | | <u>230円</u> | <u>条例第23条第2項</u> |

(2) 現行処理手数料と改定後の手数料について

① 事業系一般廃棄物処理手数料

事業活動によって生じた廃棄物手数料は、各事業所で責任を持って処理しなければならない。事業系廃棄物は産業廃棄物を除いた一般廃棄物を受入れしている。

事業所で自己搬入するか許可業者（上尾市が収集・運搬を許可した業者）に依頼してごみを出すことができる。集積所には出せない。

上尾市のごみ処理手数料は、まず、事業系一般廃棄物の処理手数料を決めている。ごみの搬入量に対しごみ処理経費がどれくらい掛かるかをもとに算定している。

現在の処理単価は処分手数料が 10 k g 当たり 170 円になっています。これを 230 円に改定する。

② 家庭系一般廃棄物処理手数料（自己搬入の持込ごみ、粗大ごみ）

通常、家庭から発生するごみは集積所に出せば処理手数料はかかりません。

ただし、一般家庭から生ずる一時多量ごみ、粗大ごみの処理手数料については、「収集・運搬に関する手数料」と「処分に関する手数料」を分けて徴収している。

引越しや片づけで一時的に多量のごみが出た場合や粗大ごみの処分については、自己搬入する場合、「処分に関する手数料」として 10 k g 当たり 60 円を徴収する。これを 80 円に改定する。

また、自己搬入できない場合は、収集・運搬にかかる手数料として 10 k g 当たり 110 円を、処分にかかる手数料として 60 円の合計 10 k g 当たり 170 円を徴収している。これをそれぞれ 60 円を 80 円に、110 円を 150 円に改定するものである。

合算した金額は、事業系廃棄物の処理手数料と同額の 230 円となる。

他市の例では、さいたま市が持込の場合 10 k g 当たり 21 円、引き取りの場合は 1 点につき 540 円、所沢市では、持込が 10 k g 当たり 100 円、春日部市が引き取りのみで 500 円となっている。

③ 犬・猫等の動物死体処理手数料への反映

飼い主のいる犬、猫等の死体の処理手数料については、西貝塚環境センターで処理している。訪問収集する場合は、処分に関する手数料の他、収集運搬に関する手数料を別途徴収する。現行の、収集・運搬手数料の 1000 円を 1300 円に、処分に関する手数料 500 円を 700 円に改定する。

他市の例では、さいたま市が 1 体につき 1,080 円、所沢市が 1,050 円、草加市が 4,100 円、春日部市は斎場で処分となっている。

また、上尾市域の道路上等における飼主不明の動物死体の収集は民間に委託し、処分費用は、1 体当たり 3,010 円（平成 25 年度）である。

上尾伊奈斎場つつじ苑における合同火葬費用（持込み）は、1 体当たりの重量により、2,500 円から 7,500 円になっている。

(3) 改定実施時期

- ・市議会 平成 27 年 3 月定例会での改正案上程
- ・平成 27 年 10 月 1 日施行

3 月定例会での議決を得た後、市民及び事業者への周知期間やシステム等の改修ならびに消費税率の改定時期等を考慮した。

7 今後の運営見通し

表 7-1

| | 年度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 職員人件費 | 千円 | 117,728 | 117,728 | 117,728 | 117,728 | 117,728 |
| 灰、不燃物等処分費 | 千円 | 354,808 | 361,904 | 369,142 | 372,834 | 376,562 |
| 環境センター維持管理、整備費 | 千円 | 1,084,336 | 1,160,240 | 1,183,444 | 1,242,617 | 1,279,895 |
| ごみ処理経費合計 A | 千円 | 1,556,872 | 1,639,872 | 1,670,315 | 1,733,178 | 1,774,185 |
| | | | | | | |
| ごみ処理手数料 B | 千円 | 275,961 | 324,254 | 372,547 | 372,547 | 372,547 |
| | | | | | | |
| ごみ搬入量 | トン | 68,985 | 68,985 | 68,985 | 68,985 | 68,985 |
| | | | | | | |
| ごみ処理経費(10kgあたり) | 円 | 226 | 238 | 242 | 251 | 257 |
| | | | | | | |
| 経費に対する手数料割合 B/A | % | 17.7% | 19.8% | 22.3% | 21.5% | 21.0% |

(運営見通しの積算について)

- ・平成 26 年度予算及び 3 か年実施計画を基に推計した。
- ・灰、不燃物等の処理費については、処分単価の値上げ分が見込まれる。
- ・環境センター維持管理費、整備費については、電気計装やボイラなどの設備の更新及び補修を見込んでいます。
- ・ごみ搬入量は、平成 26 年度と同量に抑制することを見込んでいます。
- ・ごみ処理経費に対する手数料の割合は、平成 29 年度から下降していく見込みである。
- ・ごみ処理経費は増加傾向であり、数年後には見直しの検討が必要と考えられる。